

川崎市放課後子ども総合プラン推進会議開催運営等要綱

制定 平成27年4月1日（こども本部長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市放課後子ども総合プラン推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（所掌事項）

第2条 市長は、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」を一体的に、又は連携して実施する放課後子ども総合プランの推進に関し、次に掲げる事項について推進会議の委員の意見を求める。

- （1）放課後対策の総合的な推進に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進会議は、次の委員をもって構成する。

- （1）社会教育関係者
- （2）学校関係者
- （3）福祉関係者
- （4）学識経験者
- （5）青少年団体関係者
- （6）行政関係者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（関係者の出席）

第5条 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 推進会議の事務局は、こども未来局青少年支援室、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課及び教育委員会事務局教育政策室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁日から施行する。